

東鉄計第90号の2
東鉄安第168号の2
令和2年1月31日

東北鉄道協会長 殿

東北運輸局鉄道部長
(公印省略)

新型コロナウイルスの感染予防対策について（要請）

標記について、貴協会傘下事業者あて別添のとおり通達を发出了したので、
了知願います。

東鉄計第90号
東鉄安第168号
令和2年1月31日

管内各鉄道事業者 殿

東北運輸局鉄道部長
(公印省略)

新型コロナウイルスの感染予防対策について (要請)

標記について、別添のとおり鉄道局総務課長から通達がありましたので了知願います。

なお、現在「新型コロナウイルスに関連した感染症対策の予防・まん延防止について」(令和2年1月29日付け事務連絡)において、感染症対策の徹底を依頼しているところですが、昨日、新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している状況に鑑み、内閣に新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されるとともに、国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、別添のとおり大臣指示が発出されました。

つきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図るため、下記の事項について対応方お願いいたします。

記

1. 従業員に対して、内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ等により政府から提供される情報を参考に、マスクの着用や手洗いなどの感染症予防対策を実施すること
2. 従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに運輸局鉄道部に対し報告を行うこと

(参考)

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ
(新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について)

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

国鉄総第348号
令和2年1月31日

東北運輸局鉄道部長 殿

鉄道局総務課長
(公印省略)

新型コロナウイルスの感染予防対策について (要請)

標記については、「新型コロナウイルスに関連した感染症対策の予防・まん延防止について」(令和2年1月29日付け事務連絡)において、所管の鉄軌道事業者に対して、感染症対策に努めるよう周知徹底を依頼しているところです。

昨日、新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している状況に鑑み、内閣に新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されるとともに、国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、別添のとおり大臣指示が発出されました。

つきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図るため、所管の鉄軌道事業者に対し、下記の事項を要請していただくようお願いいたします。

記

1. 従業員に対して、内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ等により政府から提供される情報を参考に、マスクの着用や手洗いなどの感染症予防対策を実施すること
2. 従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各運輸局鉄道部に対し報告を行うこと。

(参考)

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

(新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について)

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html



国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年1月30日

大臣指示

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現下の状況、及び、我が国において、ヒトからヒトへの感染が認められた状況に鑑み、感染拡大の防止に全力を尽くすため、関係省庁と連携し、以下の事項に取り組むことを指示する。

1. 海外の邦人の安全を確保するため政府が行う退避措置に対し、特に以下の点について最大限の対応を行うこと。
 - ① 帰国のためのチャーター機の確保
 - ② 帰国された方々の検査に伴う宿泊先の確保
 - ③ 帰国された方々の移動手段の確保
2. 検疫当局と密接に連携し、水際対策をなお一層徹底すること。
3. 感染予防対策の周知、体調不良時における医療機関受診の勧奨など、訪日外国人旅行者の健康確保を一層徹底すること。
4. 関係事業者における感染予防対策を要請すること。
5. 観光面を中心に、経済的な影響について、その動向の把握を行うこと。



東鉄計第91号
東鉄安第170号
令和2年1月31日

東北索道協会 事務局長 殿

東北運輸局鉄道部長



新型コロナウイルスの感染予防対策について（要請）

鉄道局総務課長から令和2年1月31日付け国鉄総第348-2号により通知があったので了知されるとともに、貴協会傘下会員に対して、下記について周知願います。

記

1. 従業員に対して、内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ等により政府から提供される情報を参考に、マスクの着用や手洗いなどの感染症予防対策を実施すること。
2. 従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに東北運輸局鉄道部に対して報告を行うこと。

（参考）

内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

（新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について）

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

国鉄総第348-2号
令和2年1月31日

東北運輸局鉄道部長 殿

鉄道局総務課長
(公印省略)

新型コロナウイルスの感染予防対策について (要請)

標記については、「新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について」(令和2年1月29日付け事務連絡)において、所管の鉄軌道事業者に対して、感染症対策に努めるよう周知徹底を依頼しているところです。

昨日、新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している状況に鑑み、内閣に新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されるとともに、国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、別添のとおり大臣指示が発出されました。

つきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図るため、所管の索道事業者に対し、下記の事項を要請していただくようお願いいたします。

記

1. 従業員に対して、内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ等により政府から提供される情報を参考に、マスクの着用や手洗いなどの感染症予防対策を実施すること。
2. 従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各運輸局鉄道部に対し報告を行うこと。

(参考)

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

(新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について)

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

